

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年3月25日条例第3号）

最終改正:令和4年10月21日条例第34号

改正内容:令和4年10月21日条例第34号 [令和5年4月1日]

---

（高知県営住宅入居者選考基準等審査委員会）

第10条 県営住宅の入居者の選考基準その他入居者の選考に関する事項を調

査審議させるため、高知県営住宅入居者選考基準等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員7人で組織する。

3 委員は、次に掲げる者について知事が委嘱する。

（1）関係行政機関の職員 2人

（2）学識経験を有する者 5人

4 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

7 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

8 委員長に事故があるときは、委員の互選によりあらかじめ定められた者が、その職務を代理する。

9 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）の議長は、委員長が当たる。

10 会議は、委員4人以上の出席がなければ議事を開き、及び議決をすることができない。

11 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

---